

第 1 1 号議案

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償
の支給規則の一部改正について

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和 3 6 年
宮城県教育委員会規則第 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 3 月 2 5 日提出

宮城県教育委員会教育長 伊東 昭代

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則
 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和三十六年宮城県教育委員会規則
 第二号）の一部を次のように改正する。

別表（その一）中

給与条例第 22条に規 定する職員	給与条例第 25条に規 定する職員
	5 級
	4 級
	3 級 2 級の 17 号 俸以上
全職員	2 級の 16 号 俸以下 1 級

を

給与条例第 25条に規 定する職員
5 級
4 級
3 級 2 級の 17 号 俸以上
2 級の 16 号 俸以下 1 級

に改める。
 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の規定は、この規則の施行日以後出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正新旧対照表

改正後

現

行

備考

別表（その1）
行政職給料表、公安職給料表、教育職給料表、研究職給料表、医療職給料表、監立本別表

行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表 (一)	教育職給料表 (二)	研究職給料表	医療職給料表 (一)	医療職給料表 (二)	医療職給料表 (三)	監立本別表 第22条に規定する職員
1級	2級の25号 1級の36号 1級の38号 1級の40号	2級の4号 1級の36号 1級の38号	2級の16号 1級の40号	2級の4号 1級の40号	2級の12号 1級の13号	2級の13号 1級の21号	2級の21号	2級の16号 1級の17号
2級	2級の29号 1級の37号 1級の39号	2級の5号 1級の37号 1級の39号	2級の17号 1級の41号	2級の5号 1級の37号 1級の39号	2級の24号 1級の17号	2級の24号 1級の24号	2級の24号 1級の24号	2級の17号 1級の17号
3級	2級の25号 1級の36号 1級の38号	2級の25号 1級の36号 1級の38号	2級の45号 1級の45号	2級の25号 1級の36号 1級の38号	2級の12号 1級の13号	2級の13号 1級の21号	2級の21号	2級の16号 1級の17号
4級	2級の29号 1級の37号 1級の39号	2級の29号 1級の37号 1級の39号	2級の17号 1級の41号	2級の29号 1級の37号 1級の39号	2級の24号 1級の17号	2級の24号 1級の24号	2級の24号 1級の24号	2級の17号 1級の17号
5級	2級の25号 1級の36号 1級の38号	2級の25号 1級の36号 1級の38号	2級の45号 1級の45号	2級の25号 1級の36号 1級の38号	2級の12号 1級の13号	2級の13号 1級の21号	2級の21号	2級の16号 1級の17号
6級	2級の29号 1級の37号 1級の39号	2級の29号 1級の37号 1級の39号	2級の17号 1級の41号	2級の29号 1級の37号 1級の39号	2級の24号 1級の17号	2級の24号 1級の24号	2級の24号 1級の24号	2級の17号 1級の17号
7級	2級の25号 1級の36号 1級の38号	2級の25号 1級の36号 1級の38号	2級の45号 1級の45号	2級の25号 1級の36号 1級の38号	2級の12号 1級の13号	2級の13号 1級の21号	2級の21号	2級の16号 1級の17号

別表（その1）
行政職給料表、公安職給料表、教育職給料表、研究職給料表、医療職給料表、監立本別表

行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表 (一)	教育職給料表 (二)	研究職給料表	医療職給料表 (一)	医療職給料表 (二)	医療職給料表 (三)	監立本別表 第22条に規定する職員
1級	2級の25号 1級の36号 1級の38号 1級の40号	2級の4号 1級の36号 1級の38号	2級の16号 1級の40号	2級の4号 1級の40号	2級の12号 1級の13号	2級の13号 1級の21号	2級の21号	2級の16号 1級の17号
2級	2級の29号 1級の37号 1級の39号	2級の5号 1級の37号 1級の39号	2級の17号 1級の41号	2級の5号 1級の37号 1級の39号	2級の24号 1級の17号	2級の24号 1級の24号	2級の24号 1級の24号	2級の17号 1級の17号
3級	2級の25号 1級の36号 1級の38号	2級の25号 1級の36号 1級の38号	2級の45号 1級の45号	2級の25号 1級の36号 1級の38号	2級の12号 1級の13号	2級の13号 1級の21号	2級の21号	2級の16号 1級の17号
4級	2級の29号 1級の37号 1級の39号	2級の29号 1級の37号 1級の39号	2級の17号 1級の41号	2級の29号 1級の37号 1級の39号	2級の24号 1級の17号	2級の24号 1級の24号	2級の24号 1級の24号	2級の17号 1級の17号
5級	2級の25号 1級の36号 1級の38号	2級の25号 1級の36号 1級の38号	2級の45号 1級の45号	2級の25号 1級の36号 1級の38号	2級の12号 1級の13号	2級の13号 1級の21号	2級の21号	2級の16号 1級の17号
6級	2級の29号 1級の37号 1級の39号	2級の29号 1級の37号 1級の39号	2級の17号 1級の41号	2級の29号 1級の37号 1級の39号	2級の24号 1級の17号	2級の24号 1級の24号	2級の24号 1級の24号	2級の17号 1級の17号
7級	2級の25号 1級の36号 1級の38号	2級の25号 1級の36号 1級の38号	2級の45号 1級の45号	2級の25号 1級の36号 1級の38号	2級の12号 1級の13号	2級の13号 1級の21号	2級の21号	2級の16号 1級の17号

臨時的任用職員に
ついて職員の給与
に関する条例に定
める給料表が適用
されることとなっ
たことから、給与
条例第二十二条に
規定する職員（＝
臨時的任用職員）
の欄を削除するも
の

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の 支給規則の一部改正の概要

1 改正理由

令和2年4月1日より、臨時的任用職員に対して職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）に規定する給料表が適用されることになることから、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

別表（その1）中の臨時的任用職員に係る規定を削除する。

3 施行年月日

令和2年4月1日